

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

令和元年7月12日

佐賀県知事 山口 祥義

1 大規模小売店舗の新設に係る届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）伊万里ファッションモール
佐賀県伊万里市松島町字搦660番2 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 大規模小売店舗を設置する者

株式会社しまむら
代表取締役 北島 常好
埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社しまむら
代表取締役 北島 常好
埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

令和2年3月3日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,024平方メートル

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

駐車場（建物敷地内） 89台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場（建物東側） 26台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積
荷さばき施設（建物南側） 60平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
廃棄物等保管施設（建物内南側） 17.57立方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻：午前10時
閉店時刻：午後9時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分～午後9時30分

ウ 駐車場の自動車の出入口の位置及び数
駐車場（建物敷地西側及び東側） 4箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間

2 届出年月日
令和元年7月2日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧場所
佐賀県産業労働部経営支援課

(2) 縦覧期間
令和元年7月12日から
令和元年11月12日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県産業労働部経営支援課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に提出してください。